

食品安全委員会農薬専門調査会

第6回会合議事録

1. 日時 平成16年1月28日（水） 10:00 ~ 11:25

2. 場所 食品安全委員会7階 大会議室

3. 議事

(1) 食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正することに係る食品健康影響評価について（農薬関係）

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

鈴木座長、廣瀬座長代理、石井専門委員、太田専門委員、小澤専門委員、高木専門委員、武田専門委員、長尾専門委員、林専門委員、平塚専門委員、吉田専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、見上委員

(事務局)

宮寄評価調整官、木下課長補佐

5. 配付資料

資料1 7月1日に厚生労働省より意見の聴取要請のあった、清涼飲料水の規格基準の改正について（厚生労働省提出資料）

資料2 厚生労働省からの提出資料一覧（農薬関係）

(参考資料) 厚生労働省からの提出資料(農薬関係)

参考資料1 薬事・食品衛生審議会評価資料

参考資料2 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(Joint Meeting on Pesticide Residues : JMPR) 評価資料

参考資料3 米国環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA) 評価資料

参考資料4 その他の評価資料

参考資料5 WHO 飲料水水質ガイドライン関係資料

参考資料6 その他の資料

6. 議事内容

鈴木座長 それでは、委員の皆様おそろいようですので、時間にもなりましたから、第6回食品安全委員会農薬専門調査会を開きたいと思います。

本日は11名出席でございます。開催通知のところで御連絡申し上げましたように、本日の会議は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、農薬専門調査会の専門委員会が1名新たに加わりましたので、事務局から御紹介ください。

宮崎評価調整官 長尾専門委員が専門委員に新たに発令されまして、農薬の専門調査会にも指名されておりますので、御紹介申し上げます。

長尾専門委員 近畿大学の長尾です。今日から委員として、特に生殖発生毒性学という、そういう立場からいろいろコメントをさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

鈴木座長 ありがとうございます。今、委員から説明がありましたように、生殖発生毒性の方を主として担当していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料確認についてお願いいたします。

宮崎評価調整官 それでは、お手元に配付させていただいております資料について御確認させていただきます。

一番上が第6回食品安全委員会農薬専門調査会議事次第という紙でございます。その後に専門調査会の先生方の名簿、それから、本日の座席表がそれぞれ1枚で入っているかと思います。それから資料1ということで綴じさせていただいておりますが、資料1が7月1日付けで厚生労働省より意見聴取要請のあった、清涼飲料水の規格基準の改正について(厚生労働省提出資

料)でございます。1枚おめくりいただきますと、実際に意見要請の諮問書がございまして、3ページ以降に概要があるものでございます。同じ綴りの中の9ページのところからが資料2という形でございます。これは厚生労働省からの提出資料の一覧でございます。それから、ちょっと厚めに綴じてあるものでございますが、参考資料の1として「厚生労働省からの提出資料(農薬関係)薬事・食品衛生審議会評価資料」というのをお配りさせていただいております。この配付資料の参考資料につきましては、先生方のお手元には厚いファイルでもお手元に置かせていただいているものでございますけれども、大部でございますので、傍聴の方々には目次と、それから一部の抜粋のみを配付させていただいておりますが、この参考資料につきましては、昨年の10月に開催されました第1回の農薬専門調査会と同じ資料でございますので、既にホームページに掲載されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。また、本日の会議終了後に、6階の事務局評価課内でも閲覧することが可能ですので、そちらでもまた見ていただければと思います。

また、本日の会議には、オブザーバーとして食品安全委員会から寺田委員長が出席しておりますので、あらかじめ御報告申し上げます。

以上でございます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。

資料等々過不足はございませんね。よろしければ早速審議に入らせていただきます。

まず議題1の「食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正することに係る食品健康影響評価について(農薬関係)」ということに移りたいと思います。

もう少し詳しくこの資料について事務局の方から御説明いただけますでしょうか。最初のときの経過等々も含めて、本日新たに加わった方もおりますので、よろしく願いいたします。

木下課長補佐 それでは御説明いたします。前回と重複するところがあるかもしれませんが、簡単に全体の背景から戻って御説明いたしたいと思います。

資料1からお願いいたします。

本件は、7月1日に厚生労働大臣から当委員会委員長あてに食品衛生法7条1項に基づいて食品の規格として清涼飲料水の規格基準を改正するに当たって食品健康影響評価を求められたものでございます。

その経緯について、もう1枚めくって3ページから概略を書いたものがございますので、そちらをご覧ください。この背景が最初に書かれてございまして、この背景には、最近のミネ

ラルウォーターの消費の拡大でありますとか、コーデックスで基準、規格が設定されてきたということ、また日本国内では水道法の関係の見直しであるとか、WHOの「飲用水ガイドライン」の改正などを背景に検討が開始されたということが書かれています。

ミネラルウォーターと一般に申しますが、その2番というところで2種類の規格が書いてあります。海外の方ではこれが一般的な規格、コーデックスで規格されたものとなっております。1つは、ナチュラルミネラルウォーターのまさしく自然にある水そのままに近いものと、ボトルドまたはパッケージドウォーター、それぞれが規格化されています。

今回その規格の設定のために、食品健康影響評価が求められている項目として、一般化学物質として48項目、農薬としては93項目について求められています。それが一覧表になったのがもう1枚めくっていただきますと、最初に化学物質がきていますが、さらにめぐりまして、6ページから、農薬チウラムから始まりまして、ずっときまして、93番のDDT及びその代謝物、こういう93品目について求められているということでございます。

第1回の会議のときに、これがいろいろなパターンの資料が提出されているものですから、それを少し整理して下さいという御指示がございましたので、93品目について一覧表にしたものを資料に付けてございます。これはそれぞれ分厚い方の資料と対応するものですが、順番を入れかえまして、ついている資料の順番がわかりやすいように並べかえたものでございます。

例えば1番から、この表を先に説明しますと、参考として今日本で食用に使われているものにをつけています。その次に現行の残留基準、これは農作物に残留基準が定められているものにマークをつけてございます。その次以降が今回どういう資料が食品健康影響評価の要請に伴って厚生労働大臣の方から提出されているかということをついでわかるようにしてあります。「薬食審」と略させていただいていますが、薬事・食品衛生審議会の資料でございます。これは というのが上から30番までありまして、それが、例えばこの参考資料の2冊ある方の厚い方、これはもう既に見ていただいているかと思えます。1農薬当たり10数ページずつぐらい、これは順番が違いますが、1番クロロタロニルから順番に並んでいます。その農薬の説明、代謝試験の評価結果、その他毒性試験の評価結果を簡単にまとめて、薬事・食品衛生審議会の食品衛生の部会で用いられた資料がついてございます。

そういうものが30ぐらいありまして、その下に が並んでおります。これは31番のクロルピリホス以下ですけれども、クロルピリホスは5番ですから、今の参考資料の53ページを見ていただければわかります。53ページに構造式とADIと基準値案という形で1枚の紙でまとまっています。これはここに書いてあるとおり、この薬事・食品衛生審議会の以前の会議で決

められたものに変更する必要はないですよというのが1枚紙でついている。その後に基準値の案がついているということでございます。ここで「2003年」と書いていますが、2003年にそういう審議会が開かれたということで、その前の資料はついておりません。よって数ページのもの、この 以下は同じような形式のものが並んでいるという状況でございます。

その次にJMPRと略しておりますが、Joint Meeting on Pesticide Residues、コーデックスに技術的アドバイスをするための専門家のジョイントミーティングでございます。ジョイントというのは、FAOとWHOから専門家が集まって農薬について審議するというもので、そちらのレポートが書いてございます。それが 印でつけてございます。これはFAO若しくはWHOのウェブサイトから世界じゅうどこでも入手できる資料でございます。

その後にWHOのガイドラインと書いてございます。何回か改正されておって、2版と2版の追補、今、3版のドラフトが一番新しいものでございます。今のところはドラフトの状態でございます。何回も審議されているものもあれば、そのうちのどの回かで審議されているものもあるということでございます。

その他というのが下の方にいくつか出てきますが、これは米国のEPAの資料であったり、IRIS若しくはNTPの資料であるというものでございます。そういう資料がそれぞれ資料ごとに参考資料1として薬事・食品衛生審議会評価資料がファイルになっているということ、その次にJMPRの資料がファイルになっている。EPAの資料がファイルになっていまして、その他の資料としてIRISであるとか、NTPの資料がファイルになっています。

参考資料の5 - 1にまいりますと、FAO「飲用水ガイドライン」2版から始まりまして、その追補であるとか、3版のドラフトまでが参考資料の5に入っております。

そこまでがデータ類でございまして、参考資料の6以降には全体の状況について、その背景が述べられてございます。これを簡単に御説明いたします。

参考資料6 - 1、これは現行の我が国における清涼飲料水の規格基準でございます。その形状的な問題ですとか、大腸菌の問題ですとか成分規格として定めてありまして、その製造基準としてミネラルウォーター類等々一般細菌、大腸菌類、カドミウムその他が表になっているということで、次のページにずっと続いてまいります。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページと続いていまして、10ページに、これはそれに付随いたしまして、通達として指導しているもので、原水はどういうものを使うべきかという指導でございます。この「記」の1の中に界面活性剤、フェノール類、農薬、PCB類等々が検出された場合には、原則として使用しないように指導しているというのが今の日本の現状でございます。先ほど申し上げましたその背景等により、その改正が何回かされてきていまして、

6 - 2に、その時間的経緯を追ってどういうふうに改正されてきたというのが書かれてございます。34年12月から始まってずっと書いてございますが、こういう状態にあるということでございます。

6 - 3も簡単に御説明いたしますと、コーデックスではどうなっているかと。コーデックスでは、現在、ナチュラルミネラルウォーターとボトルド/パッケージドウォーターがしっかり定義されておるということでございます。それ以降にその規格の仮訳と英語のものがございます。最初にナチュラルミネラルウォーターが書いてございます。それが12ページまであって、13ページからボトルド/パッケージドウォーターに関する規格が載っています。その英文がついているということでございます。

参考資料の6 - 4として、これは諮問された省の方で作成されたものですが、表にしたものがございます。こういう状況でございます。

鈴木座長 どうもありがとうございました。一応それなりに整理がされてきておりまして、経過とか、それから実際上の基準の一部のようなもの、そういったようなものについても、僕は正直言うとよく理解できないところがあって不安なんですけれども、委員の先生方、皆さん、今の説明で状況は十分御理解できていますよね。ちょっとその辺が不安なので、ある意味ではこだわりませんので、いろんな状況について御質問のある方、ぜひ活発に御質問をしていただいて、その中で我々がなすべきことといいますが、それを一応明確にしていきたい。つまり、どうも事情がよくわからないんですよ。例えば、何で今の時期に既にいろんなところで基準が決められているように見えるのですが、なぜか諮問があって、ミネラルウォーターあるいは清涼飲料水中の農薬若しくは化学物質について基準というふうに言われているんですか、その間のところは、今の説明で皆さん頭に入りましたでしょうかね。

石井先生、何か。

石井専門委員 座長がおっしゃったとおりに、まず、我々はどういう水を審議しようとしているのかというところがいまいちはっきりしないですね。ここに書いてあるのを見ますと、ミネラルウォーター類ですが、原材料のジュースの果汁だとかそういうものは除くと書いてあるんですが、資料6 - 1の2番のところなんです、そうしますと、その1番の方には、「果実、野菜等の原料は、鮮度……」というふうにまた書いてある。一体どの部分を我々は議論しようとしているのか。単にナチュラルウォーター、いわゆる水だけのことを議論しようとしているのか。コーデックスのを見ますと水のことしか書いていない。一体どの範囲でしょうかというところをはっきりしてもらいたいと思います。

鈴木座長 どうぞ。

木下課長補佐 今の清涼飲料水の管理の方法と、恐らく今後ナチュラルミネラルウォーターとボトルド/パッケージドウォーターが日本でどういうふうに位置付けられるかによると思うんですが、この背景として国際的な流れもございますので、今回はコーデックスで規格化されているボトルド/パッケージドウォーターについて諮問されているというふうに理解しております、もう少しその辺を明確に説明できればよろしいんですが、それはどこから引けるかという、6-3の15ページ、これはボトルド/パッケージドウォーターの方のコーデックスの規格でございますが、4として水質について述べておまして、4.2でWHO発行の最新版の「飲用水水質ガイドライン」に適合したものというふうにとらえてございまして、これが国際的に今考えられているボトルド/パッケージドウォーターの規格というふうになっておりますので、それを参照に日本としても審議を開始したということでございます。

鈴木座長 今の事務局からの説明の部分を確認いたしますが、資料6-3の15ページの4.2のところですか、今説明されたのは。

木下課長補佐 これは国際的な背景だけを述べたものでございます。

鈴木座長 この部分は特に水源についての話しかないですね。

木下課長補佐 はい。

鈴木座長 実際は先ほどの石井委員からの説明、あるいは最初のときの説明だと、パッケージドミネラルウォーターのところは我々の審議の対象であるということだと、若干違います。

木下課長補佐 パッケージの方を念頭にしていると思います。

鈴木座長 はい。

木下課長補佐 すみません、今、規格の方の話に大分行ってしまったので、もう一回説明し直しますと、今回、清涼飲料水について規格を定めたいので、農薬について食品安全影響評価をしてくださいという諮問があったということでございます。

鈴木座長 今、事務局からそういう説明があったんですが、御理解いただけでしょうか。わからない？

石井専門委員 もうちょっと端的に言ってもらいたいんですが、要するに我々が議論しようとしているのは、例えば、具体的に味のついていない、ミネラルぐらい入っているのかもしれない、いわゆる水、こういうお茶は議論の対象外でしょうか。これをつくるための水を議論する？

鈴木座長 どうぞ事務局の方から。

宮寄評価調整官 ちょっと説明になるかどうかわからないんですけど、清涼飲料水を改正

するというのが厚生労働省さんの方で考えられていることでございます。清涼飲料水の規格基準を改正するに当たって、その中に化学物質なり農薬なりいろいろ問題になる物質が入ってきたときに、ヒトにどういう健康影響を与えるか、あるいは、その影響を与えないためにどういうふうに考えたらいいかという、そもそものところのリスク評価を依頼されているということで、こちらの委員会の方に人の健康影響評価をしてくるきっかけが、厚生労働省さんの方にとっては清涼飲料水の規格基準ですけれども、こちらの方ではそのものについて基本的にリスク評価をしていただいて、それを受けて、厚生労働省さんの方でどういうものに対してどういうふうな規格基準をつくるかというような流れになるのではないかというふうに事務局では考えておりますけれども。

鈴木座長 ということは、委員の方から質問のあったお茶とかその他のものということではなくて、その場合には、それらをつくる時に使われる水のたぐいの方で考えればよいということになるんでしょうかね、端的に言うとそういうことですか。清涼飲料水のパッケージドミネラルウォーターとの関係とか、その辺のところももう少し具体的イメージが……。

宮崎評価調整官 すみません。ちょっと言葉が足りなかったんですけども、というか、ある農薬についてほかにも個別の物質で無毒性量とか、ADIとかということで御議論いただいて、それが一般的なこの委員会のアウトプットだと思うんですけども、今回も清涼飲料水ということがきっかけで来ていますけれども、基本的な考え方は従来と同じで、ある農薬についてどういうふうに考えるかということが聞かれていて、それをADIならADIで出てきたときに、それを厚生労働省さんにお返ししたときに、ボトルのレベルで規制するのか、原水の部分で規制するのか、その規格をどうするのかというのは厚生労働省さんの方で考えられる話なので、こちらの方でそこまで想定して議論するというふうには、事務局の方ではとらえていないというか、諮問を受けた時点ではそういうふうには考えているんですが。

鈴木座長 そうだったんですか。そうすると、僕自身はますます混乱してきているんですが、林先生どうぞ。

林専門委員 私もちよっとかなり混乱しているんですけども、とにかくここではボトルド/パッケージドウォーターをまず対象とする。ミネラルウォーターじゃなくて、ボトルド/パッケージドウォーターの方を対象として、その中でも農薬の部分を対象とする。第1回の委員会のときにも質問したと思うんですけども、混合物というか、コンプレックスミックスチャーとしては考えない。個別の農薬として1つずつについて見ていくという理解でよろしいんですね。

鈴木座長 僕は一部そう思っていたんですけど。

宮寄評価調整官 事務局の方もそのように理解しております。

鈴木座長 それでいいんですかね。そうすると、先ほど事務局の言われた原水のところの取扱いとか、その辺のところは他省庁の取り扱うところであるという話が、ちょっとまた僕はあれっと思うところもあったりして、実は資料6-4のところには非常によくまとめられていて、実際上はこの資料の2のところと重複する話にはなるんですけども、多分、議論をする上で6-4がつくられてきたんだらうというふうに思っていたんですよ。そうすると、この部分を僕なりに解釈しますと、コーデックスとしてナチュラルミネラルウォーター若しくはボトルド/パッケージドウォーターの話というのは、基準がそれなりに定められている。つまり、これは原水ではなくて、製品としてのところでその中に含まれているものはどうだというのが出てきていますよ。それに対して、一番左端にあるミネラルウォーター類として日本の食品衛生法で定められているものについては、原水のところの基準というのは、多分、一部あると思うんですけども、製品についてはないんじゃないか。それは、後ろの方はずっと書いてあるところによりますと、例えば、微生物の話とか重金属の話については、食品衛生法、原水で決められていますね。だけど、つまり、こちらがコーデックス等々で決められているような話というのは、どうも製品に関しては日本の場合、基準値がないようだ。それだから、ここで食品としての水を考えたときに、基準を決める必要があるんじゃないかという意味ではないかと想像していたんですが、その解釈は違っていませんか。

木下課長補佐 諮問文書の最初の方にその辺の経緯が出てきますが、資料1の3ページですね。厚生労働省における検討状況の7行目に、今までにも厚生労働省の食品規格部会の方で検討しておって、これは管理の問題ですけども、規制の対象を原水から製品としていきましようとか、そういうところまでは議論されてございます。というところでこちらに投げられたという状況でございます。

鈴木座長 それは議論で途中であったけれど、こういう組織ができてきたので、それ以降の議論は我々に議論してくれという形で投げられたという意味ですよね、そうですね。

宮寄評価調整官 座長がおっしゃられたとおり、まだ決まっていないので議論中で、指導ベースではありますけれども、規格としてないので、その規格を厚生労働省さんで決めたいということでこちらの方に意見を聞かれたということで、ここの規格基準そのものをこちらに聞かれているのではなくて、それを厚生労働省さんで設定する根拠となる評価結果をくださいというふうに聞かれているというのが事務局の理解です。

鈴木座長 つまり、ADIを出してくれという意味ですね。

宮寄評価調整官 そうです。その結果、たまたま今回は厚生労働省さんは水について決め

るでしょうけれども、もしかしたら、そのADIのとり方によっては、作物とかほかにも影響するということで、そのもとのところをくださいというふうに理解しております。

鈴木座長 いかがでしょう。今の説明だと僕はわりとすっきりしてきたなと思うんですけど、どうぞ。

石井専門委員 要するに水がどうであろうと、そのもとにあるADIを御検討いただきたいと、こういう話ですね。

鈴木座長 みたいですね。

石井専門委員 それならそう言っていたら話は簡単なんです。水の基準をどうのこのという議論になると、じゃ、水はどんなのかという話になってしまうので、要するに水であろうが、食べ物であろうが、それは関係なく、厚生労働省さんがこれからつくられようとする基準のもとになるADIがこれでよろしいでしょうかということなら、そう言っていた方が話が早いんですがね。

鈴木座長 全くそのとおりだと思うんですけども、考えてみるに、ただ、それでも先ほど事務局の方から説明があったように、清涼飲料水のことを考えていてという経過があったからどうしても水にこだわった。その中で恐らく食品衛生法で原水の指導しているところの問題とか、あるいは国内ですと水道法における水質基準の問題とか、具体的なものがある一方、国際的にはナチュラルミネラルウォーター、パッケージドミネラルウォーター等について相当細かな基準が出されてきている現状もあると。そうすると日本の場合、この水についての化学物質、農薬をどうするかということで、我々のところにその途中の段階できてしまったということになるんだと思うんですね。実際上は端的に言うと、製品となったものについての農薬についての基準は、国内では水に関してはないということになります。ですから、その意味で何とかしなくてはいけないという……。どうぞ。

武田専門委員 補足するような格好になるんだと思うんですけど、要するに水と言ったら水道法があるわけですね。だけど、それは結局水道水、今日のミネラルウォーター類は食品衛生法なんですよ。法律が全く違うし、いわゆる清涼飲料水、そういうものについては規制する法律がありませんので、いわゆるミネラルウォーターと称する水じゃないかと僕は一番初めに言ったと思うんですけども、これはあくまでも製品としては違うわけですね。

鈴木座長 はい。

武田専門委員 ですから、それについて別の法律がある以上は、それに対する基準をつくらなきゃいけない。

鈴木座長 今の規制法律がないというのは、具体的にどういう？

武田専門委員 農薬についてはないわけですよ。

鈴木座長 これはただ単に基準が決められていないというだけの意味ですか、それとも、何か基準があったとして、それに違反した場合に罰則基準があるとかないとか……。

武田専門委員 食品衛生法では処罰できますから、取締るには基準値がない、現実には外国からものすごく輸入されている。従って今、野放し状態ですね。それで日本としては法整備をする。要するにパックドウォーターについて基準値を決めるための審議をしてください。前にも言ったように、残留農薬関係は基準値が決まってない。そのためにはADIを決める必要がある。規制するための根拠になるものというのはADIですね。あと基準値は、先ほど事務局が言われましたように、それは厚生労働省の方で基準値はどう決めるかという話になるんだろうと思いますけど。

鈴木座長 食物の方の残留農薬の場合は、外国から輸入したもののときには、国内で使用していないようなものが使われている場合もあって基準を決めなきゃならないこともあるわけですけども、ミネラルウォーターとなると、輸入との関係ではそういう問題ではないわけですね。

武田専門委員 それもある。ものすごい量が、例えば、エビアンとかなんとかというのが入ってきますから、それは原水というのはあるんでしょうけれども、パックドされたら結局水道水じゃないわけですよ。

鈴木座長 それは違いますね。だから食品衛生法で。

武田専門委員 それは食品衛生法の範疇に入るものです。基本的の物の考え方は同じだと思うんですけど、水道なんかと。

鈴木座長 そうですね。要するに水であろうと、食品であろうと、農薬についてのADIを決めることはできるし、一日に摂取する水の量なんか、それを基準にして無毒性量といいますが、許容摂取量を決めることはできる。それは皆さん合意できると思うし、基準だと思うんですけどね。どうなんですかね、今の話をちょっと穿った見方をしますと、ここではとりあえず93品目についての基準ということでしたが、食品残留の方の問題と同じで、国内で使用されていないような農薬の場合も含まれてきそうだとおもうふうなことになる、93品目というので本当にいいんでしょうかね。この辺のところの数が決まってきた経緯とかというのは、事務局の方では何か説明していただけるんでしょうかね。

木下課長補佐 諮問いただいた省からの御説明によりますと、日本の水道法で水質基準ではございませんが、管理目標として目標値があるものとか、コーデックスの若しくはWHO「飲用水ガイドライン」を準用して、重複もありますが、その中から93を選んだというふうに関

いております。

鈴木座長 資料1の3ページ、3の農薬93項目ということでしょうか、水道法の水質管理目標設定項目で、目標値が定められている農薬の中で評価資料がないものを除いた71項目、それからボトルド/パッケージドウォーターに関するコーデックス規格の農薬35項目（うち13項目については水道法と重複）というので、それらを足すと71 + 35 - 13で93になるということですか。そうすると、今ちょっと懸念があったようなものについては、目標値が定められていないものの中に入ってくる。外国で使われていて、日本で検出されたことがないというようなものについては、目標値が設定されていないというようなところに入ってくる可能性があるということですね。これはわからない？

木下課長補佐 ちょっとわかりかねます。

鈴木座長 しかし、徐々にイメージがはっきりしてはきたのですが、実際は水道法で目標値が定められているものの方が71項目よりも多いということになるわけですよ、現状では。

木下課長補佐 お手元の資料によりますと、101ではないかと思えます。

鈴木座長 これは本来は、そのすべてについて評価する方が食品の安全を考える上では望ましいのではないかと思うんですけども、何か省いた理由があるんですかね。

木下課長補佐 ここに書いてありますとおり、資料収集上の問題があったのではないかと。資料がないものと書いていますので、実際見ていないので、どの程度資料がないかは詳細には承知しておりません。

鈴木座長 無理をすれば - - 無理をすればというのは、一生懸命にプッシュしてデータの関係者から提出させるとか、いろんなことを考えれば手に入らないわけではないということなんじゃないかな、とりあえず通常の努力の範囲ではなかなか入手するのは難しかったということですね。

木下課長補佐 そうだと思います。

武田専門委員 今の水道のWHOの話が出ましたけれども、あれはおよそ10年に1回ヨーロッパ事務局が中心となって見直しているわけですね。ですから、ないものは、そういうところの評価の進捗状況を見ながら、こちらに取り込むということもできるんだと思います。私は以前の見直しの検討会に参加したんですよ。そして農薬のみならず、いわゆる化学物質なんかを含めて、国際ルールはこんなふうにしてやるんだと理解して、それで帰ってきたんですけども、10年目に当たる、去年の5月にその次が出ています。多分、2010年過ぎごろに次が出てくるだろう。それ以外の農薬の評価については他の国際的な委員会、WHO、コー

デックス、JMPR等の動きに目配りして評価を随時取り入れていくということをここで皆さんで話し合っておけば、現行でできるのはこれだけですよということでもいっしょにやらないかなという気がします。

鈴木座長 なるほど、ということですかね。どうぞ。

林専門委員 確かにこのものについてADIを決めていくということが必要だということは理解したんですけども、90幾つあるわけですよ。毎回この委員会で審議しているのは、よくいって2つですよ。

鈴木座長 そうです。

林専門委員 それプラスアルファがあるわけで、もしそのスピードでいけば、本当に10年単位の時間がかかってしまうと思うんですよ。だから、今までのADIの決め方ではちょっと時間がかかり過ぎるので、何か方策は考えないといけないだろうということと、あと、この資料2のところにいるとまとめているんですけども、この中で既に評価の終わっているものというのは、要するに基準はあるんだけど、安全性の方の評価をきちんとした上でこの基準が決められているというのは、これはすべてなのか、まず基準ありきで基準があったのか、その辺のところ、要するに、ここで実質的に幾つ審議しないといけないのか、その辺をちょっと教えていただければと思うんですけども。

武田専門委員 その中でWHOの方だけ、参加したのはここで私だけでしょうから言いますと、要するに慢性毒性まで出たようなものはそれでやっていたけれども、そのような資料のないものは結果的に3ヶ月、あるいはリプロトックスとかの資料を採用していました。そういうものについては、安全係数を1桁上、何か問題が出るとばっと10倍、安全係数1,000倍とか、そういうようなケースで決めていました。それはあくまでテンティブでしょうけど、その場合、ここにいる人数ぐらいで審議していました。それらは新しい資料が出てくれば再評価しますよということになるわけで、今度のものが3回目ということになると思います。

ですから、出されたものは、完全なADIまで決めたのではなくて、テンティブなADIもかなり入っている。多くは、ここにあります農薬ではない化学物質のようなものは大体3ヶ月とか半年ぐらいのデータをもとに、その代わり、僕もびっくりしましたがけれども、大きな安全係数をかけてADIを決めていました。

鈴木座長 恐らく現状ではそういったようなこともある。多分、審査の際にどの程度のデータセットが入手できたかということによって、そういったところの水準が決まるのだろうと思うんです。そうすると、資料2のところでは93項目について様々な審議状況といたしましよるか、基準があるかないかというようなことについてデータが出てきているんですけども、

これらについての読み方として、これは林委員のいくつ審議したらいいのかというのと関連するのですが、かなり完全なデータセットで審議されて、とりあえずADIが科学的に決められたというふうに読んでよいものというのはどういう具合になるのか。例えば、1番のEPNの場合には国内登録があって、現行の残留基準も がついていて、薬食審でも審議されて、これは2003年のことですね。その他外国の話はわからないというふうになっているけれども、この状況だと恐らくちゃんとしたフルセットのデータで調べたことになるんだろう。

後ろの方に行って薬食審のところが になっているのは先ほどもちょっと説明があったんですが、これは省くとして、現行の残留基準がない話のが後ろの方に、メタラキシルとかチオジカルブとかそういったところから出てくるんですけども、この辺の事情がどうなっているのか。でも、食用の国内登録はあってということになると、これもちょっと事情がよくわからない。その辺をもうちょっと詳しく……。

木下課長補佐 すみません、御説明いたします。最初のラインですね。登録があるということと、残留基準があるということと、薬食審のところに がついているというところで御説明が足りなかったかと思いますが、例えば、この薬食審議以降、右側ですね、これは今回の諮問に当たって資料が提出されたかどうかのみを述べております。これ以外に資料がないというわけではなくて、今回提出されたものについて 、先ほど示した10数ページのものがついていたものには 、過去の結果を引用して1枚の簡単な説明だけのものに をつけてございます。もちろん、それ以降の次のページも薬食審というところに はついていませんが、現行の残留基準があるものは、食品衛生法の管下で審査されているはずで。たまたま資料を今回提出いただいておらないということでございます。

それとは別に登録があるが、現行の残留基準がないというのは、日本の農薬登録については、別に農薬取締法というので管理しておられますので、そちらでは農薬登録保留基準ですとか、ほぼ同じようなシステムでNOAELからADIを求めるというシステムがあります。それで、例えばメタラキシルですとかチオジカルブですとか、そういうところはそういうところで日本国内の管理だけですね。国内の管理のために農薬取締法でやられているというふうに考えております。そのどちらもないものは、外国で使われている環境にあったというものだというふうに考えています。

廣瀬専門委員 厚生労働省の方は、こういう結果をいつまでに欲しいと言っているんでしょうか。

木下課長補佐 第1回目のときもそういう御質問があったかと思うんですが、事務方で御相談している範囲では、特に何年何月というふうに言われておるわけではありません。

廣瀬専門委員 今までの農薬専門調査会での審議経過を見ていくと、これを全部評価するには、先ほどおっしゃったように10年とかそういうスパンがかかっちゃうわけですね。ですから具体的な方策としては、JMPR等である程度基準が決まっているものについては、例えばそれをテナティブに適用して、それで後から新しいデータが出た場合にまた評価していくというようなことではいけないのでしょうか。

木下課長補佐 それは御審議いただければと思います。

鈴木座長 JMPR若しくはWHO等の話が恐らくかなりの部分でテナティブなADIが設定されている可能性があるのですが、ここの委員会としては、そういう状況がどうなのかというのはつかんでおく必要があると思うんですね。その上でテナティブなものを含めて、そういう国際的な会議で決められたものについては、とりあえず先送りにしてもいいじゃないかということが委員会で認められるのだとすると、随分審議しなければならないものというのは減るんだろうというには思います。その辺のところについて御意見のある方、あるいは質問のある方はございましたら、どうぞ。

吉田専門委員 私も廣瀬先生の御意見に賛成です。まず、JMPRでもWHOでも行っていないものからというのはいかがでしょうか。

鈴木座長 具体的には、そうすると、この資料2のところで行きますと、70番のプロピザミド、71番のトリクロピル、あるいはアシュラム、その辺のところの話が今言った部分で基準が決められていないという話になるんですが、実際上はEPAの資料はあるということになっているんですけども、果たして、このあたりはどういうふうになりますかね。

林専門委員 これは資料があるということと、評価がきちんとされたというのは別ですよ。だから、今ほんとに評価がきちんとされているのは、恐らくこのJMPRの部分までではないかという気がしたんですけども。

鈴木座長 そうすると、要するに、63番以降のところは一応見直さないとうにもならないだろうねということですね。JMPRで仮にテナティブなものを決めていたとして、それについていちゃもんをつけるというか、気持ちとしてはちょっと難しいですよ。多分、そのときに入手できる最大のものを使っているいろいろなやられた結果だろうと思うから、その後、事情が変わっていれば別だとは思いますが。

吉田専門委員 ちょっとわからないのですが、JMPRにつきましても、例えば、62番の1981年というものもあるのですが。

武田専門委員 評価に値するデータがないという可能性がありますね。

鈴木座長 どうしますかね。その辺、要するにフルセットのデータがあって審議したのか

否かというところだけでも調査しますか。その上でフルセットがなかったものは、ちょっとどこかでクエスチョンマークにしておいて目を光らせておいて、データが出てくる若しくは何かの形でそういう情報が入ったときに直ちに対応できるようにするとか、そんなことを考えますか？

武田専門委員 それは普通のオーソドックスなやり方ですね。ただ、今度は行政的に、ここでは行政的に考える必要はないんでしょうけど、行政的に考えたら、何もないということは野放しですから。それはある程度網をかけないと、こんなことを言うと悪いけれども、かなりいい加減なものが日本に入っている場合も考えられる。要するに明治時代にはそのようなものがかなりあったと思うんですけど。それを防ぐためには、テナティブでもいいから網をかけられるものはかけておいて、その代わりの前提としては、行政じゃなかなか変えませんが、そうじゃなくて、新しい資料を入手でき次第、いつでも再評価しますよという条件をつける必要があるのかなと。基準のないものは取締りません。何らか評価されたものについては、一応テナティブにもらっておいて、その代わり、必要に応じて随時再評価することが前提ですよ。

鈴木座長 その場合、どこまでの話で審議されていけばよいとされますか。今の議論の中では、WHOのところはちょっと怪しいんじゃないかという指摘があって、JMPRまでやってあるものについてはよからうという意見が林先生の意見だったと思うんですけど……。

廣瀬専門委員 WHOでももし使えるようなものがあればテナティブに決めておいてということが、これだけ残っていれば、そういうことも必要だと思うんですね。ですから、WHOでどういう結果を評価したのかということをやっと調べてもらって、この内容が十分かどうかということ判断して。

鈴木座長 JMPRはもういいですね。WHOの話についてはもう一度調べてみないとわからないと。

武田専門委員 いわゆるWHOのものは、少し遅れますとまとまったシリーズ本が出るんです。私はこの前のものは持っています。それを見れば、どのぐらいのものを集めたか、ICPSなんか出ていますね。このぐらいの感じで何冊か出ていまして、それを見ればどういうレベルまでの、専門の先生が見れば判るでしょうから、どのような資料によって評価したかというようなのは出ていまして、ほとんど英語ですので、最後にフランス語とスペイン語の抄録をつけたものが出ています。それを入手することも可能じゃないかと思いますが。

鈴木座長 どうしましょう。そこのところは、多分、今の話からすると、WHOのところでの資料は手に入るだろうと。そうすると、WHOがどういった形の審議をしてきたのか、どう

いった資料に基づいて審議したのかというのは調べればわかるとおっしゃるわけですね。その場合、廣瀬先生、WHOで答えが出てきている場合について、どういう場合には我々は審議するのかなんだとかというようなところ、何かアイデアございますか。

廣瀬専門委員 例えば安全係数が非常に高いものとか、そういうものについて新しいデータがあれば、また審議していくというようなことでしょうかね。

鈴木座長 どうぞ林先生。

林専門委員 先ほどからこの資料2のテーブルを見ているんですけども、WHOのところに のついているものがありますよね。この はWHOの「飲用水水質ガイドライン」においてJMPRの評価結果に基づき、ADI等が設定されているものということになっているわけで、これはそのまま考えてもいいのかなと思います。

鈴木座長 その辺がよくわからないところがあって、例えば、JMPRの資料に基づきというのだったら、WHOのところで がついているところの左側、JMPRのところ、何でこれらがついていないのかなと思うんですけども。

宮寄評価調整官 それは提出資料の有無を整理したので、事務局には、JMPRの資料ではなくて、WHOのガイドラインのときの資料というか、概要で来ているという。

鈴木座長 だそうです。だとすると、ここのJMPRの項目のところは、調べれば全部あるかもしれないの？

木下課長補佐 相当あると思うんですが、全部ではないと思います。

宮寄評価調整官 一部はあると思います。

鈴木座長 そうすると、そこを一応調べてもらって、もしJMPRの話で基準があるのだったらどうします？ スキップしちゃう。

石井専門委員 今のWHOとかJMPRの議論も、そこがデータを持っているかどうかの議論は、ここが強制的にデータを出させる権限があれば、それはないやつは問題だと言えるかもしれないけれども、これは出すのは大体任意でしょう。JMPRなんかは任意ですよ。別に強制力も何もない。そこになら、あるからと議論していたら、それはないやつはいっぱいありますよ。

鈴木座長 そうすると、どういうふうにするのが一番いいですかね。

石井専門委員 例えば、何かのデータがある。これ全体を見ますと、今の議論のありました、JMPRで言えば63番シアナジンからですかね、これだって国内登録がある、そうすると、毒性データはあるんですよ。国内登録もないものは、例えば74番、これ、なかったっけな？

鈴木座長 アルジカルブね、ありますよね。

石井専門委員 ええ。これはWHOの方でも取り上げているというふうに、何かのところでデータがないものはないと。ただ、フルパッケージであるかどうかという問題はありますけれども、そういうのを例えば、11ページの方のペンタクロロフェノールとか、この辺は確かに古いものは今更ちょっとデータがないというのもありそうですのでね。

鈴木座長 このペンタクロロフェノールについては、学术论文で非常にたくさんあります。

石井専門委員 ただ、学术论文というのは、我々が審議しているほど詳しいデータはついていませんよね。

鈴木座長 どうぞ。

林専門委員 またこんがらがってきたんですけれども、資料2のこのテーブルの というのは、原則としてデータがあるということですね。

鈴木座長 しかないと思います。どうぞ。

木下課長補佐 今回の諮問に伴って、厚生労働省から提出されたという意味です。これ以外に先ほど申し上げましたが、JMPRはまだあるようです。

鈴木座長 どうぞ。

林専門委員 そうしましたら、要するに、そのデータがあるだけじゃだめなわけですよ。それが評価されているかどうかの問題だと思うんですよ。本当にきちんと評価されているという意味では、JMPRとWHO関係の のところ、その辺については、恐らく評価もされていると思うんですよ。それ以外のところについて見ていかなるを得ないんじゃないかというふうに思います。

武田専門委員 水道関係のものは、国立公衆衛生院に聞けば誰が出席したか、厚生労働省に水道課というのがあります。今度水道課になったんですね。あそこに聞けばわかる。その検討会の資料や評価結果は入手できると思います。

鈴木座長 ということは、今日の時点では、資料の提出があった、なかっただけではちょっとよくわからないから、再度事務局に、今の話で文献の調査、文献というか、JMPRで評価されたことがあるのかなのか、それからWHOのところ でがついているもの以外のところでの問題等について、安全係数が非常に高いといったようなことで通っているものがあるのかなのか。その辺のところを見た上で、もう一度絞り込んでもらった上で議論しないと無理だろうと。ただ、そこに行く前の段階で、今日のところで委員の全体の合意として、国内で登録があって、現行の残留基準が決まっている、あるいはJMPRで審議されて評価されている。WHOで水についてJMPRの基準に基づいて基準値が設定されている。これらについては、この委員会で再度評価をするという必要はないというふうに合意されたとしてよろしいでし

ようかね。今の見解について反対だと言われる方はどなたかございますか。

すみません、一人一人確認させていただきたいと思います。林先生どうでしょう。

林専門委員 私も今の座長のおっしゃったことでいいと思います。現行の基準があるもの、それからJMPRで評価されたもの、WHOのガイドラインで、少なくともこの資料2のテーブルで のついたもの、それについては、それを少なくともテンタティブに使うことができるんじゃないかと思います。

鈴木座長 ありがとうございます。太田先生。

太田専門委員 同じく。とりあえず今リストにあがったものはテンタティブでいいと思いますし、それ以外のものでも、WHOで一応評価されているので、これもテンタティブに取り入れてもいいと思います。もし評価が必要でしたら、これらから優先的に評価するというところで。ここで評価してからでないダメじゃなくて、これらもテンタティブに取り入れていいんじゃないかと考えます。

鈴木座長 今、とりあえず、ここまではいいよというものについての問題はいいですね。

太田専門委員 それに関しては異存ありません。

鈴木座長 WHOで のものについても、今後、もしかしたらそれがテンタティブに使える可能性はあるかもしれないという御意見ですね。

それから吉田先生。

吉田専門委員 私もWHOの はとりあえずは審議を先送りしてもよろしいのじゃないかと思います。またJMPRで審議したのもいいと思うのですが、先ほどこっと気になるのが一番古いのが1981年ですのでというのを、やはり頭の片隅に残しておくべきかなと。基本的には今二人の委員の先生方の御意見に賛成です。

鈴木座長 そうですね。これは、多分、何か出てきた場合にはいろいろ考えなきゃいけないことがあるんですが、今のはどういうふうにしますかね、JMPRのものについても、審議が非常に古いものについては、審議自体を把握する必要があるので調査しておくということですかね。フルセットがどうかとか、安全係数がどうかとか、その後の評価資料みたいなものが入手できるとかといったことをちょっと見ておく。そうすると、今の話は、その上の61のフェントエート(PAP)ですが、これが1984年、その上のイソフェンホスが1986年、このあたりも含めるということになりますか。

吉田専門委員 そうですね。ただ、一応JMPRで審議されておりますので、とりあえずは優先順位が高いものから始めて、その後でということになるかもしれません。

鈴木座長 わかりました。そうすると、原則としてJMPRで評価されたものについては、と

りあえずはよいだろうということですね。廣瀬先生。

廣瀬専門委員 私も大体同じ意見で、WHOの 印も内容を見て使えるものがあれば、テナティブに使っていくという方向がいいかと思います。

鈴木座長 高木先生。

高木専門委員 私も皆さんと同じです。既にあるものについては、それを採用していいんじゃないかと思います。ADIについては暫定的ということ、コンディショナルADIとかというふうな、その用語みたいなものを、ADIの種類を食品安全委員会みたいなところでちゃんと定義しておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

鈴木座長 今、暫定ADIということについて提案があったんですが、これについては、この確認が終わった後でもう一度議論したいと思います。それでよろしいですか。長尾先生。

長尾専門委員 私も、第一段階の審議する項目の選択としては、皆さんというか、これまでの選択の方法で結構だと思いますが、WHOの、先ほど廣瀬先生もおっしゃったように、といいますか、これもテナティブにということで入れればいいんじゃないかというふうには考えております。

鈴木座長 武田先生。

武田専門委員 いろいろ言いましたけれども、私としては、要するに一番困るのは規制する法律がなくて野放し状態になることです。法規制の盲点として一昨年、クロルピリホスの冷凍ハウレンソウみたいなものが出てきたわけですから、一応、網をかけるという意味で国際機関なんかで評価したものはもらおうと、その代わりに、あくまでもテナティブ、あと順次見直していけばいいんだろと思うんですけども。ガイドライン関係はJMPRなど国際機関の評価をテナティブに採用し、また国内登録のあるものは国内の審議会のものを採用するならば、そうすると、当然評価されてないものが優先順位の上にくるでしょうから、それらについてはこれからの方策を考えればいいんじゃないかと思います。とりあえず採用できるものはもらおうということで。

鈴木座長 ありがとうございます。石井先生。

石井専門委員 ここで既に何らかの評価されていたり、あるいはWHOの基準があったりというようなものは、これはこれでやるしかないと思うんですね。どれかを落としてなんていったって、じゃ、その穴をどうやって埋めるかという話になるんですが、確かに今、武田先生がおっしゃったように、基準が現行あるものはこのままとりあえず認めるという形で、もう一つは、毒性資料なんかの評価の古いようなものについて、もう製造されていないなら、それはそれで問題ないんですけども、古いものについては時々評価の見直しということが

必要になってくるだろうと思うんですね。先ほどから議論されていますEDDP、1981年ですけれども、これは有機リン剤で、国内で使われている剤でして、それが古いかどうかという議論はあるんですけれども、とりあえずは今登録があって使われていて、新たな毒性上何か問題があるというのであれば見直しは必要でしょうけれども、そうは言っても、30年も40年も何もやらないのかというのも問題でしょうから、そこはどこかでけじめをつけなければいけないとは思っています。結論としましては、現行何らかの基準のあるものは、このまま暫定的に認めるという形をとらざるを得ないと思うんですね。

鈴木座長 わかりました。平塚委員。

平塚専門委員 各先生方がいろいろおっしゃられた点について、全く同感でございます。

鈴木座長 小澤委員。

小澤専門委員 私も確定的な資料があるものというのは、現行の残留基準、JMPRで 印、WHOガイドラインで というのは、まず文句なくいいだろうということにして、例えば JMPRのEDDPみたいに古いもの、今ちょっと資料、手元にあるのを見せていただきましたけれども、人でのADI がどの程度テンタティブなのかちょっと詳しくは見られませんが、一応ありますので、それは次の段階としていいということに段階的にしていく以外ないのではないかと思います。

鈴木座長 ありがとうございます。一応、各委員から意見を伺いましたが、まとめると、とりあえず現行残留基準、JMPR、それからWHOガイドラインの の項目あたりのところはテンタティブにこの数値を利用させてもらってよいただろうと。それ以外のところについては、ケース・バイ・ケースになると思うんですが、いろんな意見があるんですけれども、JMPRの審査があったとはいえ、データが古いものについては考慮する必要がある。WHOのガイドラインで のものについても、評価されているのであれば、テンタティブに流用は可能であろうけれども、もう一度見直すというようなことを含めて優先順位付けに使ったらよかろうと、大筋こういった意見でまとまるのではないかと思います。

そうしますと、このテンタティブの話はし出すときりがないので、これはもともとリスクアセスメントのときに、そのときの科学的な水準で最高水準をもって決めるというのが原則ですから、その意味では、いつの時点でもテンタティブなんですよね。そういう意味で見直しが常にあるよということを考慮すればよいかと思います。

残るのは、高木委員から出てきました、今まであまり議論になっていなかった暫定ADIという考え方なんですけれども、高木委員、もう一度その辺について何かどういうことなのか、何を考えているのかというようなところを簡単に説明していただければありがたいんですが。

高木専門委員　すぐには説明できないんですけども、JMPRの資料を見ますと、ADIの設定に関して、ちゃんとしたADIと、それからデータが十分ないことによる暫定的なADI設定というような幾つかクラス分けがちゃんとしてあるので、それについての定義もしてあるので、日本でも同様なことが必要じゃないかなと考えております。

鈴木座長　石井先生、今のお話でJMPRが提出等々任意であるという話があって、今のような形で、例えばデータセットに不備があるとして、暫定的なADIしか決めることができなかった、その場合に、足りないところのデータをJMPRがそれなりのところに要求をするというようなことは強制力をもってできるんですか。

石井専門委員　その辺の事情はよく知りませんが、多分、最近では、現状だけ私が聞いている範囲では、農薬の企業の方も国際的に流通するものですから、国際的な評価を受けるといった傾向ではあるようなんですけれども、強制力があるとは聞いていないし、一方、今JMPRの議論が盛んにされておりますけれども、国内でも旧食品衛生調査会で評価されたりしておりますので、それは同列に扱っていいと思うんですね。したがって、暫定というのは、確かに、例えば安全係数100ぐらいでやられていないようなもの、あるいは何千もかけられているようなものは、暫定というような評価もそれはそれでよろしいかと思うんですけれども。

鈴木座長　実質的に暫定であると。

石井専門委員　ええ。JMPRでされていないから暫定というのはおかしいと。

鈴木座長　なるほど。あくまで評価をしていった上に自主的にその機関で何らかの根拠があって、これでは安全性評価が十分にできないので暫定だという意味だったら、JMPRであれ、ここであれ同じだろうと。その場合は強制力はないという話なんだけれども、ここの食品安全委員会で、もし仮に何らかの理由で暫定ADIみたいなものを出して、こういう部分のデータが足りないんだけど、暫定ADIを出しますよというような考え方をとることができるのかどうか。もしとった場合に、足りない部分をそれなりに要求するというような権限が我々にあるのかどうか。その辺は事務局はどんなふうに……。

木下課長補佐　最終的には皆様に決めていただくことだと思うんですが、知る限りで申し上げますと、現時点での科学の水準で決めるということになっておりまして、今までの農薬以外の当委員会の結論の中にも、現時点ではこうであるが、しかし、こういう点についてはさらに知見を集めなさいという結果が出たこともございますので、それはあるかと思えます。

今の暫定の話の中で整理しておかなければならないのは、データの追加すべきなので当面は暫定だというものとは別に、その審議がノバルロンやピリダリルのように、フルで評価書までつくってやる審議とは違う審議でやったADIという趣旨の暫定とはちょっと意味が違

うのかもしれませんが、それは皆様でよく御審議いただいて決めていただければよろしいのかと思います。

鈴木座長 確かに石井委員からも指摘があったんですが、「暫定」という言葉に2通りぐらいの意味合いがあるんだとすると、ちょっと言葉として、それを一括して扱うと誤解が出るかもしれませんね。何かいい知恵がありますでしょうか。高木委員、その辺のところ、申し訳ありませんが、最初に言い出しっぺだったので、その辺、何かいい意見があれば。

高木専門委員 僕にはちょっとわからないので、調べて次回に……。

鈴木座長 そうですか。石井先生も、特に、今こういうふうにしたらよいというような……。

石井専門委員 特に……。分けるとややこしいですね。

鈴木座長 継続でまた何かの折、特にどういうものが選ばれてくるかわかりませんが、この農業について、諮問があったもの幾つかについては議論をせざるを得ない状況がございますから、その折にチャンスがあれば、また議論をするというような形にさせていただいてよろしいでしょうかね。今日はちょっと結論を出すことができないと。

というようなことで、どういう形で審議をしていくかの話は大分煮詰まってまいりましたが、事務局にさらに絞り込みのための先ほど来議論になっているような資料の状況について、再度整理をしていただいて絞り込んでいただくということで、本日の会議を終わってもよいのかなと思っているのですけれども、いかがなものでしょうか。事務局から何かアドバイスがございますか。

宮寄評価調整官 1つは、今、御議論いただいている資料2につきましては、この資料があるかないかというベースですけれども、今、御議論いただいたような考え方でもう1回整理し直して、先生方にチェックをいただくことが必要だと思っていますので、それは事務局の方で整理させていただければと思います。

あと、今日の資料としまして、清涼飲料水のことを御用意しましたけれども、個別にという準備までは至っておりませんので、考え方の整理をしていただければ、また事務局の方で作業をさせていただくということで今日のところはお願いできればと思っていますが、あとは特に準備しておりません。

鈴木座長 今の2番目のところ、今、何かやっておかなきゃならないことがあるんですか。

木下課長補佐 今の御審議の中で、例えば提出はされていないけれども、ありそうな資料を集めるべしとか、いただいた御指摘に沿って資料を集め、整理してまた次回この場に出したいと思います。

鈴木座長 それであれば、こちらが思っていたことと同じなので、そういうふうにしてい

ただくことにして、今日はちょっとごちゃごちゃしましたけれども、一応審議すべき剤の絞り込みが少しずつ見えてきたということで今日の会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(了)